

鎌倉市議会

9 月 定 例 会 議 案 集

(その 1)

令和 4 年 (2022年)

目 次

議案第 18 号	市道路線の廃止について……………	5
議案第 19 号	市道路線の認定について……………	10
議案第 20 号	工事請負契約の変更について……………	17
議案第 21 号	不動産の取得について……………	22
議案第 22 号	指定管理者の指定について……………	23
議案第 23 号	スポーツ施設管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償 の額の決定について……………	24
議案第 24 号	令和 3 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について ……	25
議案第 25 号	令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別 会計歳入歳出決算の認定について……………	25
議案第 26 号	令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	25
議案第 27 号	令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	25
議案第 28 号	令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて……………	25
議案第 29 号	令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の 認定について……………	25
議案第 30 号	令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定に ついて……………	26
議案第 31 号	鎌倉市協働事業選考委員会条例を廃止する条例の制定について ……	27
議案第 32 号	鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について……………	29
議案第 33 号	地方税法第314条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる 特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の制定 について……………	34
議案第 34 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について ……	36
議案第 35 号	鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	40
議案第 36 号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正 する条例の制定について……………	42
議案第 37 号	令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号） ……	44
議案第 38 号	令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算 （第 1 号） ……	49
議案第 39 号	令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計補正予算（第 2 号） ……	51
報告第 11 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について……………	52

報告第 12 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について……………	53
報告第 13 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の 決定に係る専決処分の報告について……………	54
報告第 14 号	繰越明許費の報告内容の訂正について……………	55
報告第 15 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について ……	60
報告第 16 号	令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について ……	61

議案第 18 号

市道路線の廃止について

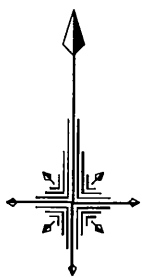
次のとおり、市道の路線を廃止するものとする。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

廃止市道路線

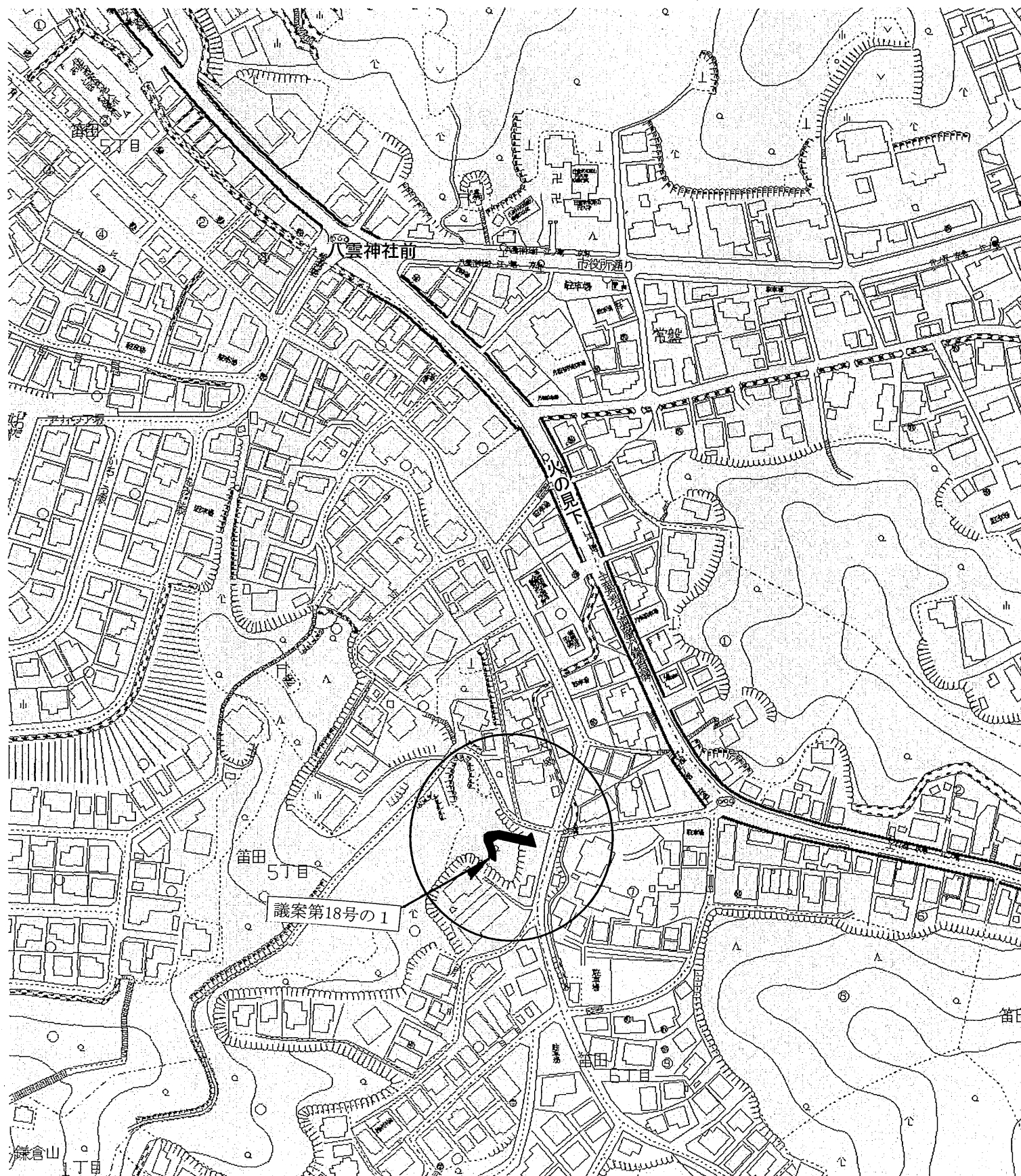
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	笛 田 五 丁 目	1994番1	笛 田 五 丁 目	1994番1	1.65～ 3.26	22.65	41.79	2
2	笛 田 五 丁 目	2003番11	笛 田 五 丁 目	1985番7	1.52～ 3.62	277.44	550.37	3

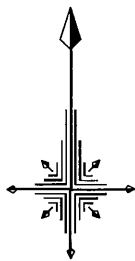


凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 2

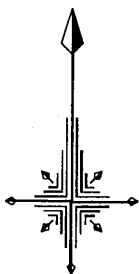




公図写

図面番号 2





凡例  廃止箇所

案内図

図面番号 3





議案第 19 号

市道路線の認定について

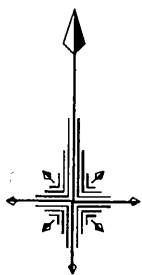
次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

令和4年（2022年）9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

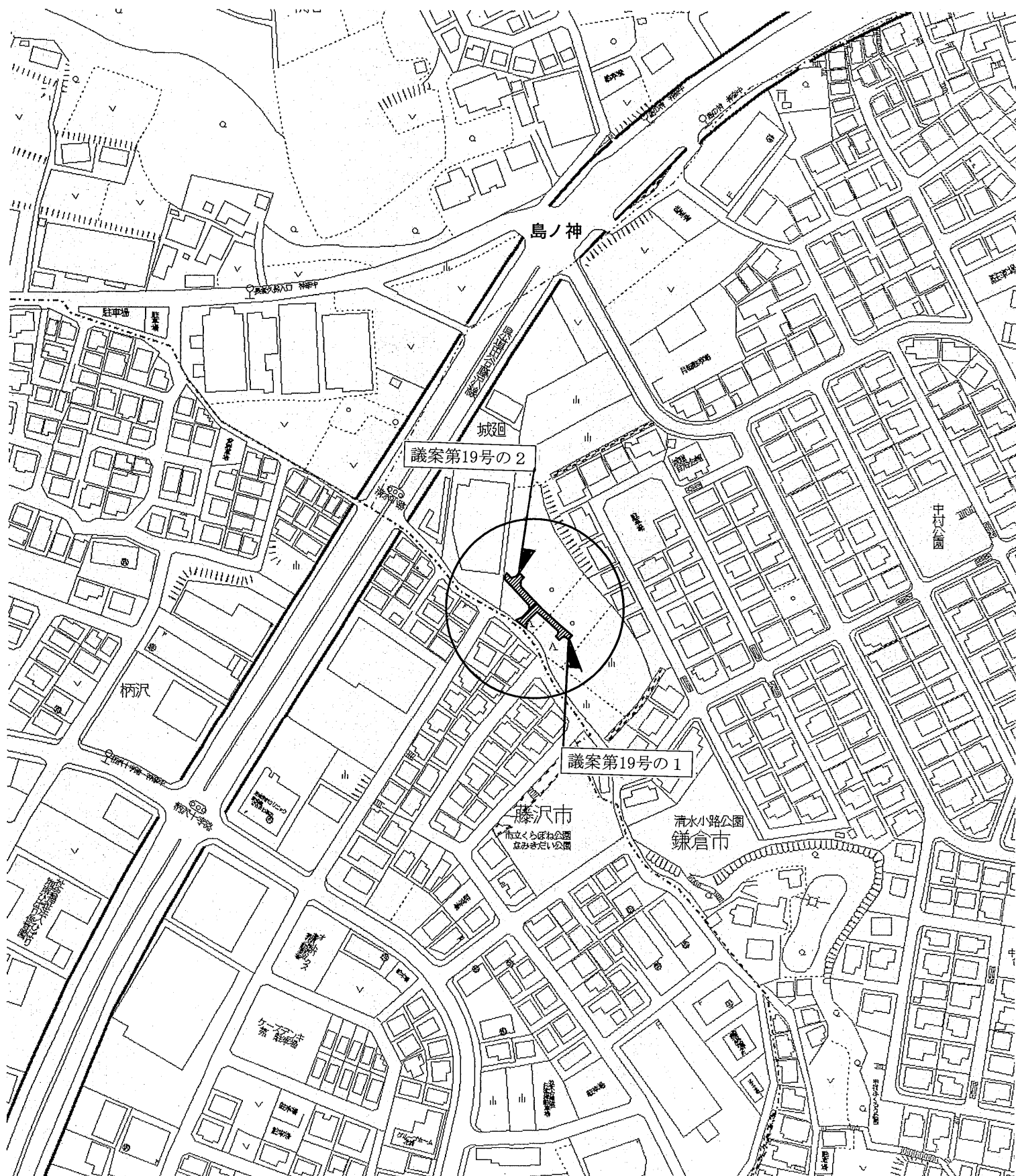
議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	面 積 m ²	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番				
1	城廻字 清水小路	802番17	城廻字 清水小路	802番11	5.00～9.65	62.71	362.08	3
2	城廻字 清水小路	802番8	城廻字 清水小路	802番1	5.00～7.14	28.34	175.92	3
3	笛田 五丁目	2003番11	笛田 五丁目	1993番2	1.52～3.62	64.01	152.63	4
4	岩瀬字 下土腐	1158番34	岩瀬字 下土腐	1158番26	5.00～8.21	23.60	152.02	5

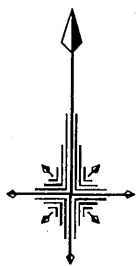


凡例  認定箇所

案内図

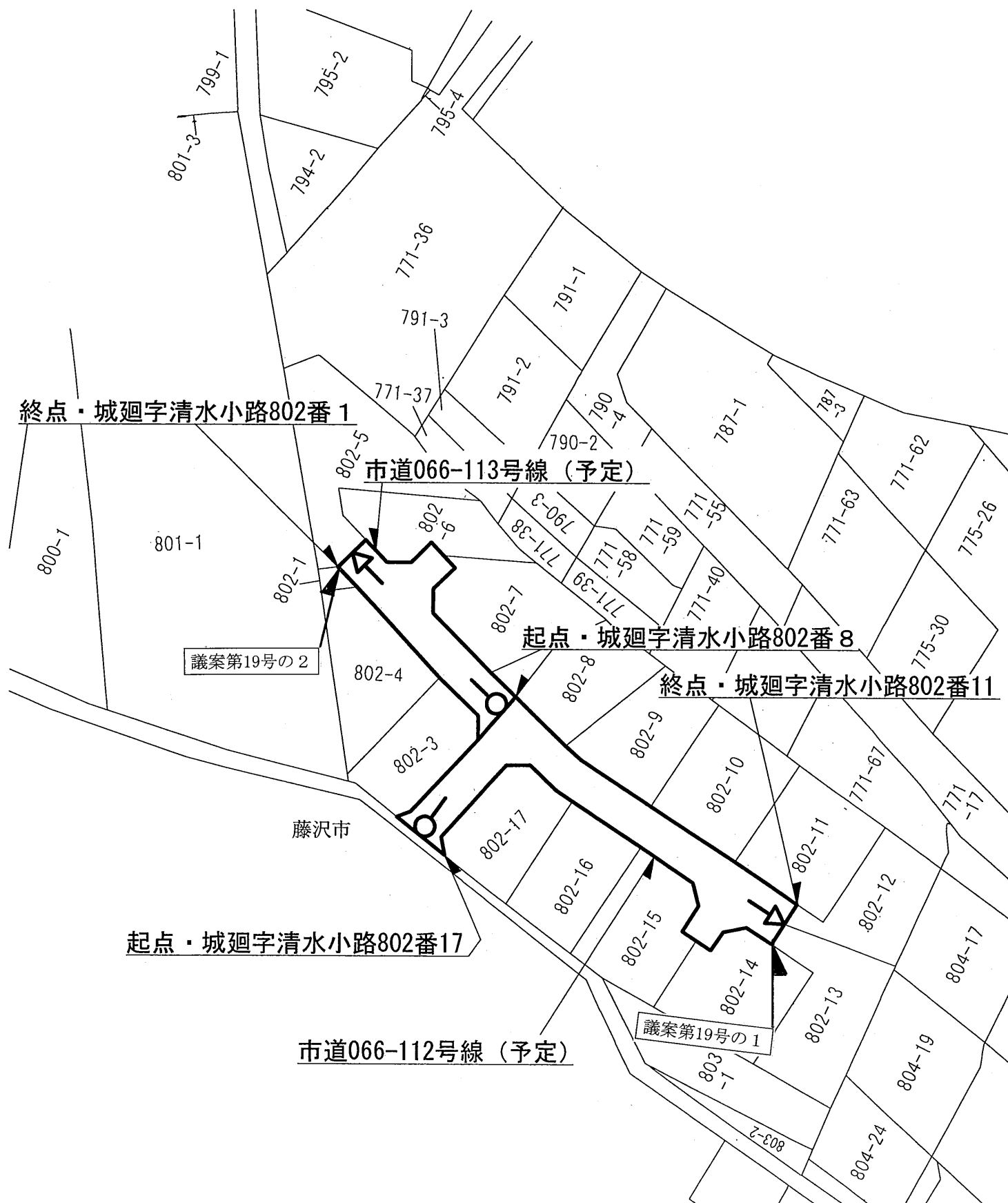
図面番号 3

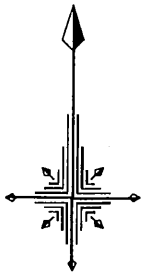




公函写

図面番号 3

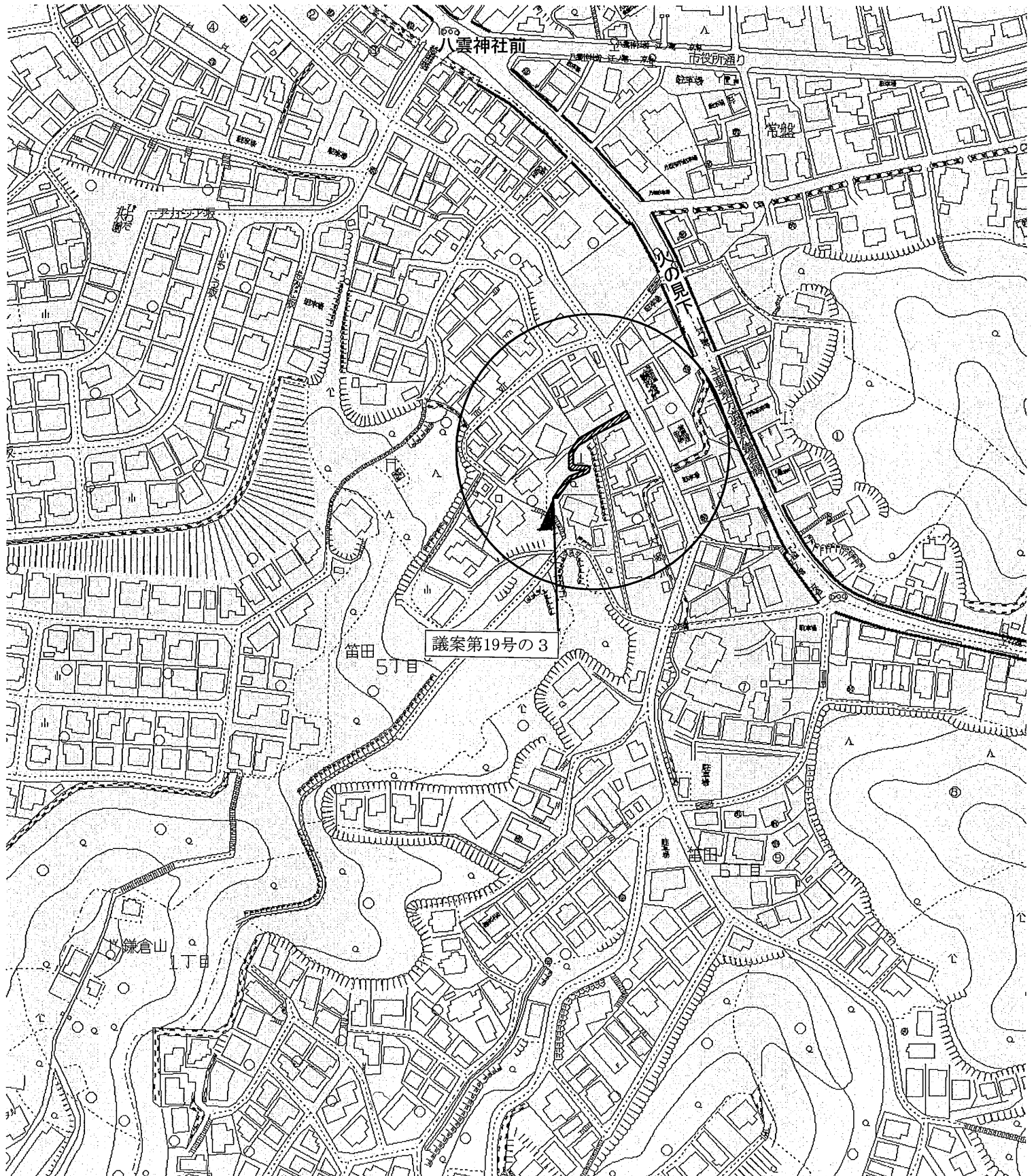




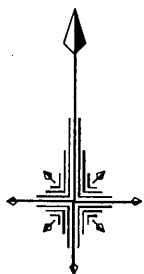
凡例  認定箇所

案内図

図面番号 4



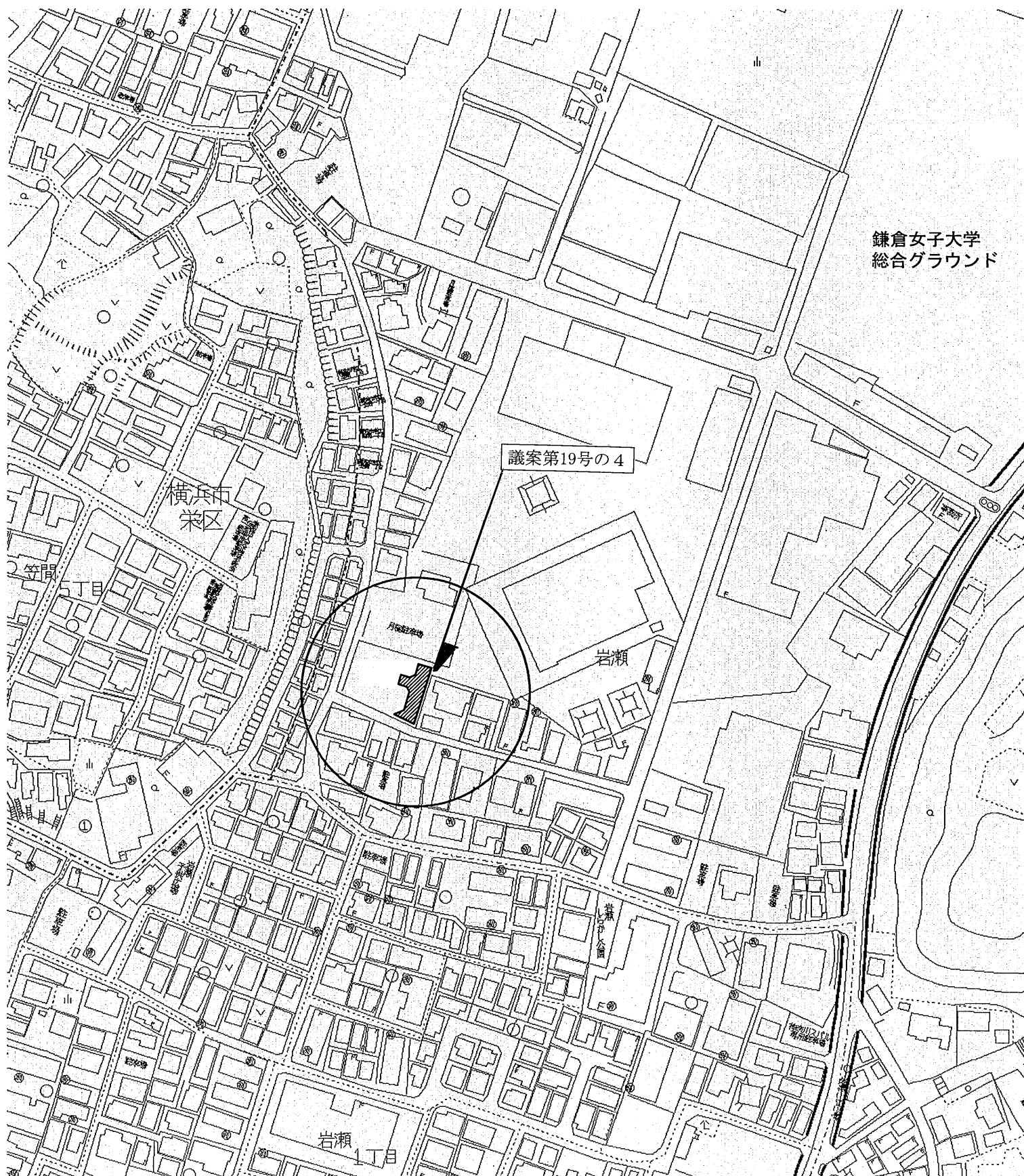




凡例  認定箇所

案内図

図面番号 5





議案第 20 号

工事請負契約の変更について

さきに、令和 3 年 9 月定例会議案第 21 号をもって議決された（仮称）おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事について、次のとおり変更するものとする。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 当初の契約金額 | 290,840,000円 |
| (2) 変更による増額分 | 2,673,000円 |
| (3) 変更後の契約金額 | 293,513,000円 |

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事										
工 事 場 所	鎌倉市御成町18番35号										
請 負 代 金 額	■ 増額			¥	2	6	7	3	0	0	0
	□ 減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額		¥	2	4	3	0	0	0	
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

令和3年10月1日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

令和4年（2022年）8月25日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 (印)

受注者 小田原市新屋82番地の1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏 (印)

「参 考」
(原契約書)

工 事 請 負 仮 契 約 書

工 事 名 称	(仮称) おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事												
工 事 場 所	鎌倉市御成町18番35号												
請 負 代 金 額				¥	2	9	0	8	4	0	0	0	0
	うち取引に係る 消 費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	2	6	4	4	0	0	0	0
契約の履行保証	鎌倉市工事請負契約約款第4条による(金銭的履行保証)												
請 求 の 方 法	受注者は、請負代金額の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとします。												
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。 この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。 ただし、受注者(共同企業体の場合はその構成員を含む。)が本契約締結までの間に地方自治法施行令第167条の4若しくは第167条の11の規定に基づく入札参加資格の制限を受けた場合又は鎌倉市入札指名停止等取扱基準に基づく指名停止等の措置を受けた場合には、この契約は解除し本契約を締結しないものとします。 この場合において、発注者に損害が生じたときは、受注者はこれを賠償するものとし、受注者に損害が発生した場合は、受注者は発注者に賠償請求できないものとします。													

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「松浦建設株式会社」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負仮契約を締結します。
この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有します。

令和3年(2021年)7月16日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 小田原市新屋82番地の1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏 ⑩

議決通知書兼本契約成立通知書

鎌 契 第 800 号
令和3年(2021年)10月6日

小田原市新屋 82 番地の 1
松浦建設株式会社
代表取締役 松浦 秀敏 様

鎌倉市長 松 尾 崇

次のとおり通知します。

契 約 の 件 名	(仮称) おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事 (仮契約締結日 令和3年(2021年)7月16日)
議 決 年 月 日	令和3年(2021年)10月1日
仮契約が本契約に 切り替わった日	令和3年(2021年)10月1日
工 期	令和3年(2021年)10月1日から 令和5年(2023年)2月22日まで
注 意 事 項	請負代金額 ￥290,840,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む)
	工事場所 鎌倉市御成町18番35号
	鎌倉市工事請負契約約款第40条における別表1及び別表2は、別添のとおりとします。

別表 1 (第 4 0 条関係)

支払限度額	
令和 3 年度	1 0 1, 7 9 4, 0 0 0 円
令和 4 年度	1 8 9, 0 4 6, 0 0 0 円

別表 2 (第 4 0 条関係)

出来高予定額	
令和 3 年度	1 0 1, 7 9 4, 0 0 0 円
令和 4 年度	1 8 9, 0 4 6, 0 0 0 円

議案第 21 号

不 動 産 の 取 得 に つ い て

第 6 分庁舎として、次のとおり建物を取得するものとする。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 所 在 地 | 御成町18番10号 |
| 2 | 用 途 | 事務所 |
| 3 | 構 造 | 軽量鉄骨造・2階建て |
| 4 | 延 べ 面 積 | 320㎡以上 |
| 5 | 取 得 価 格 | 67,320,000円 |
| 6 | 相 手 方 | 横浜市中区弁天通4-59
株式会社システムハウスアールアンドシー
横浜営業所
所長 吉 田 尚 孝 |

指 定 管 理 者 の 指 定 に つ い て

放課後子どもひろばにかいどう外3施設の指定管理者を次のとおり指定するものとする。

令和4年（2022年）9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 公の施設の名称

放課後子どもひろばにかいどう・鎌倉市にかいどう子どもの家
「めだか」

放課後子どもひろばいなむらがさき・鎌倉市いなむらがさき子
どもの家「いなほ」

2 指定管理者となる団体

東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F

株式会社明日葉

代表取締役 大隈 太嘉志

3 指定の期間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日
まで

議案第 23 号

スポーツ施設管理に起因する事故による市の
義務に属する損害賠償の額の決定について

令和4年（2022年）5月19日、深沢多目的スポーツ広場で発生した施設管理瑕疵に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定める。

令和4年（2022年）9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 損害賠償の額 713,152円

2 損害賠償の相手方



- 議案第 24 号 令和 3 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 令和 3 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 26 号 令和 3 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 令和 3 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 28 号 令和 3 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 29 号 令和 3 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和 3 年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 附属書類（令和 3 年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 30 号

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の
処分及び決算の認定について

令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 3 年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算報告書
- 2 財務書類（損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表）
- 3 剰余金処分計算書（案）
- 4 令和 3 年度鎌倉市下水道事業報告書
- 5 監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 31 号

鎌倉市協働事業選考委員会条例
を廃止する条例の制定について

鎌倉市協働事業選考委員会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

令和 4 年度から、新しい協働事業の制度として「つながる鎌倉エール事業」の運用を開始したことに伴い、旧協働事業である「相互提案協働事業」の審査選考を行う鎌倉市協働事業選考委員会が不要となったため、本条例を廃止しようとするものである。

鎌倉市協働事業選考委員会条例を廃止する条例

鎌倉市協働事業選考委員会条例（平成24年2月条例第25号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等を行うものである。

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（規則で定める職員を除く。）及び地方公務員法第26条の6第7項の規定により任期を定めて採用された職員
- (2) 鎌倉市任期付職員の採用等に関する条例（平成17年7月条例第15号）第2条の3第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (3) 勤務延長職員（鎌倉市職員の定年等に関する条例（昭和58年12月条例第4号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員をいう。）
- (4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第4条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び同一の職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

- (イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

- (ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- (イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて同一の職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、

当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当する場合にあってはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）

当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4を次のように改める。

(法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときにあっては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情があるときにあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第3条を削る。

第4条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とし、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に同一の職に引き続き」を「引き続いて同一の職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同条を同条第7号とし、同条を第3条とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第4条 法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第12条の次に次の2条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第13条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が

妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第14条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鎌倉市職員の育児休業等に関する条例の規定は、令和4年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日前に改正前の第4条第5号に規定する計画を任命権者に提出した職員に対する同条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 33 号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を
受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和4年（2022年）9月7日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特
定非営利活動法人に指定されている法人の寄附金税額控除の対象期
間を更新するものである。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる

特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワークの項を削り、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク	横浜市港北区錦が丘15番11号	令和4年8月1日から 令和9年7月31日まで
-----------------------------	-----------------	---------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の規定は、令和4年8月1日から適用する。

議案第 34 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正
する条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、長期優良住宅の認定申請における申請手数料を追加するとともに、規定の整備を行うものである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第81項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に改め、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料」を加え、同項第1号ア(7)中「新築」を「長期優良住宅建築等計画(新築)」に改め、同号ア(4)中「増築又は改築」を「長期優良住宅建築等計画(増築又は改築)」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 長期優良住宅維持
保全計画

住戸の総数が1戸の
もの 12,000円

2戸以上5戸以下の
もの 23,000円

6戸以上10戸以下の
もの 40,000円

11戸以上30戸以下の
もの 61,000円

31戸以上50戸以下の
もの 110,000円

51戸以上100戸以下の
もの 170,000円

101戸以上200戸以下の
もの 290,000円

201戸以上300戸以下の
もの 360,000円

301戸以上のもの
400,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第81項第1号イ(7)中「新築」を「長期優良住宅建築等計画(新築)」に改め、同号イ(4)中「増築又は改築」を「長期優良住宅建築等計画(増築又は改築)」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 長期優良住宅維持
保全計画

住戸の総数が1戸の
もの 68,000円

2戸以上5戸以下の
もの 160,000円

6戸以上10戸以下の
もの 260,000円

11戸以上30戸以下の もの	510,000円
31戸以上50戸以下の もの	910,000円
51戸以上100戸以下の もの	1,600,000円
101戸以上200戸以下 のもの	2,900,000円
201戸以上300戸以下 のもの	4,100,000円
301戸以上のもの	5,000,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第82項中「長期優良住宅建築等計画の」を「長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料」を加え、同項第1号中「第5項」を「第7項」に改め、同号ア(7)中「新築」を「長期優良住宅建築等計画の変更（新築）」に改め、同号イ(4)中「増築又は改築」を「長期優良住宅建築等計画の変更（増築又は改築）」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) 長期優良住宅維持 保全計画の変更	
住戸の総数が1戸の もの	6,000円
2戸以上5戸以下の もの	11,500円
6戸以上10戸以下の もの	20,000円
11戸以上30戸以下の もの	30,500円
31戸以上50戸以下の もの	55,000円
51戸以上100戸以下の もの	85,000円
101戸以上200戸以下 のもの	145,000円
201戸以上300戸以下 のもの	180,000円
301戸以上のもの	200,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第82項第1号イ(7)中「新築」を「長期優良住宅建築等計画の変更（新築）」に改め、同号イ(4)中「増築又は改築」を「長期

優良住宅建築等計画の変更（増築又は改築）」に改め、同号イに次のように加える。

(ウ) 長期優良住宅維持
保全計画の変更

住戸の総数が1戸の
もの 34,000円

2戸以上5戸以下の
もの 80,000円

6戸以上10戸以下の
もの 130,000円

11戸以上30戸以下の
もの 255,000円

31戸以上50戸以下の
もの 455,000円

51戸以上100戸以下の
もの 800,000円

101戸以上200戸以下
のもの 1,450,000円

201戸以上300戸以下
のもの 2,050,000円

301戸以上のもの
2,500,000円

別表市長の部都市景観部関係の款第84項中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

鎌倉市保育所設置条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

鎌倉市立腰越保育園の位置を改めるとともに、民営化に伴い必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市保育所設置条例の一部を改正する条例

(保育所設置条例の一部改正)

第1条 鎌倉市保育所設置条例（昭和24年3月条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立腰越保育園の項中「腰越五丁目11番17号」を「腰越1535番地1」に改める。

第2条 鎌倉市保育所設置条例の一部を次のように改正する。

別表鎌倉市立腰越保育園の項を削る。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から、第2条の規定は公布の日から起算して19月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

議案第 36 号

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

事業者が排出したごみ処理に関する適正な費用負担を求めるため、植木剪定材の処理手数料を改定するものである。

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例（平成4年12月条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第4項中「130円」を「210円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、施行日以後に搬入される一般廃棄物に係る処理手数料について適用し、施行日前に搬入される一般廃棄物に係る処理手数料については、なお従前の例による。

議案第 37 号

令和 4 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 4 号）

令和 4 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 301,993 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68,978,755 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
80	繰越金	600,000	301,279	901,279
	5 繰越金	600,000	301,279	901,279
85	諸収入	1,248,905	714	1,249,619
	25 雑入	836,754	714	837,468
歳 入 合 計		68,676,762	301,993	68,978,755

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,320,701	157,899	8,478,600
	5 総務管理費	6,805,934	157,899	6,963,833
15	民生費	27,570,609	80,362	27,650,971
	5 社会福祉費	13,668,565	66,910	13,735,475
	10 児童福祉費	11,734,102	13,452	11,747,554
20	衛生費	6,663,689	12,794	6,676,483
	5 保健衛生費	2,498,434	7,294	2,505,728
	15 環境対策費	280,193	5,500	285,693
30	農林水産業費	152,458	31,000	183,458
	5 農業水産業費	152,458	31,000	183,458
35	商工費	714,620	491	715,111
	5 商工費	714,620	491	715,111
45	土木費	7,917,467	8,091	7,925,558
	20 都市計画費	4,695,112	8,091	4,703,203
55	教育費	9,290,920	11,356	9,302,276
	5 教育総務費	2,415,818	68	2,415,886
	15 中学校費	1,562,278	4,474	1,566,752
	20 社会教育費	1,950,287	6,100	1,956,387
	25 保健体育費	320,363	714	321,077
歳 出 合 計		68,676,762	301,993	68,978,755

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
50 消 防 費	05 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業 (携 帯 型 移 動 局 無 線 装 置)	3,111
50 消 防 費	05 消 防 費	消 防 車 両 購 入 事 業 (災 害 対 応 多 目 的 車)	7,150
55 教 育 費	20 社 会 教 育 費	鎌 倉 生 涯 学 習 セ ン タ ー 吊 物 機 構 修 繕 事 業	21,450

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
放課後子どもひろばにかいどう 外3施設管理運営事業費	令和4年度から 令和9年度まで	千円 295,882
保育士派遣業務委託事業費 (緊急一時預かり事業分)	令和4年度から 令和5年度まで	10,358
保育士派遣業務委託事業費 (通常保育分)	令和4年度から 令和5年度まで	55,300
肢体不自由学級児童生徒 送迎バス運行业務委託事業費	令和4年度から 令和9年度まで	53,350

議案第 38 号

令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計
補正予算（第 1 号）

令和 4 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により
債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額
は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
大 塚 川 か ら 新 川 へ の 分 水 用 地 取 得 事 業 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	千円 89,467

議案第 39 号

令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計
補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 令和 4 年度鎌倉市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

追加

事 項	期 間	限 度 額
		千円
台調整池中央監視制御システム 更新事業費（1 期目）	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	106,700

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

報告第 11 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）4 月 7 日、鎌倉市西鎌倉一丁目 7 番先の市道
で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定につ
いて、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年（2022年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 707,245円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 神奈川県横浜市泉区上飯田町2277－1
株式会社 富創
代表取締役 長 島 敦 也 |
| 3 | 処分の日 | 令和 4 年（2022年）8 月 9 日 |

報告第 12 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 4 年（2022年）4 月 7 日、鎌倉市西鎌倉一丁目 7 番先の市道
で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定につ
いて、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年（2022年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 277,750円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市台四丁目 4 番28号
有限会社 アゼハラ設備
代表取締役 畔 原 賢 治 |
| 3 | 処分の日 | 令和 4 年（2022年）7 月 25 日 |

報告第 14 号

繰越明許費の報告内容の訂正について

さきに、令和 4 年（2022 年）5 月臨時会報告第 7 号をもって報告した令和 3 年度一般会計予算に係る繰越明許費繰越しについて、別紙計算書のとおり訂正のうえ、あらためて報告する。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（訂正前）

款	項	事業名	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
				国(県)支出金	地方債	その他	
20	05	新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	826,551,101	0	0	55,343,130
45	10	津西二丁目先斜面本復旧事業	0	0	0	114,934,000	0

（訂正後）

款	項	事業名	既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
				国(県)支出金	地方債	その他	
20	05	新型コロナウイルスワクチン接種事業	0	826,551,141	0	0	55,343,090
45	10	津西二丁目先斜面本復旧事業	0	0	0	0	114,934,000

令和3年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源			その他	
						国（県）支出金	地方債			
10 総務費	05 総務管理費	キャッシュレス決済導入事業	13,605,000	13,604,800	0	0	0	0	0	13,604,800
10 総務費	05 総務管理費	防災行政用無線デジタル化整備委託事業	157,748,000	9,485,100	0	0	9,400,000	0	0	85,100
10 総務費	05 総務管理費	鎌倉芸術館受水槽修繕事業	24,860,000	24,859,560	0	0	18,600,000	0	0	6,259,560
10 総務費	15 戸籍住民基本台帳費	住民記録システム引越しシステムアップサービス対応作業委託事業	13,073,000	13,073,000	0	6,930,000	0	0	0	6,143,000
15 民生費	05 社会福祉費	市民税均等割非課税世帯等臨時特別給付金支給事業	1,902,244,000	491,263,938	0	491,263,938	0	0	0	0
20 衛生費	05 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	1,289,842,000	881,894,231	0	826,551,141	0	0	0	55,343,090
30 農林水産業費	05 農業水産業費	タブレット購入事業	280,000	280,000	0	217,000	0	0	0	63,000

令和3年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入特定財源	未収入特定財源				
						国（県）支出金	地方債	その他		
30 農林水産業費	05 農業水産業費	農道整備事業	82,918,000	63,068,500	円	円	円	円	円	円
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設工事 (市道038-015号線)	10,021,000	8,506,666	0	2,151,000	3,700,000	0	0	2,655,666
45 土木費	10 道路橋りょう費	交通安全対策施設工事 (市道047-066号線)	7,403,000	7,403,000	0	0	6,700,000	0	0	703,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	津西二丁目先斜面本復旧事業	164,934,000	114,934,000	0	0	0	0	0	114,934,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	道路維持補修事業 (市道032-000号線)	44,385,000	31,385,000	0	0	28,200,000	0	0	3,185,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策検討業務委託事業	18,590,000	18,590,000	0	0	0	0	0	18,590,000
45 土木費	10 道路橋りょう費	北鎌倉隧道安全対策工事実施計画検討業務委託事業	11,000,000	11,000,000	0	0	0	0	0	11,000,000

令和3年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入特定財源	未収入財源			
						国（県）支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
45 土木費	10 道路橋りょう費	横断歩道橋維持修繕工事負担金（小袋谷歩道橋）	5,200,000	2,146,872	0	0	0	0	2,146,872
45 土木費	10 道路橋りょう費	橋りょう維持修繕工事（新富岡橋その2）	51,454,000	51,454,000	0	28,299,000	20,800,000	0	2,355,000
45 土木費	15 河川費	準用河川砂押川本復旧事業	76,000,000	71,509,100	0	0	58,500,000	0	13,009,100
50 消防費	05 消防費	高機能消防指令センター修繕事業	9,174,000	9,174,000	0	0	0	0	9,174,000
50 消防費	05 消防費	消防車両購入事業	33,256,000	30,137,820	0	3,696,000	23,600,000	0	2,841,820
55 教育費	10 小学校費	七里ガ浜小学校揚水ポンプ取替え修繕事業	1,836,000	1,826,000	0	0	0	0	1,826,000
55 教育費	10 小学校費	小学校保健特別対策事業	22,950,000	14,079,782	0	7,040,000	0	0	7,039,782

令和3年度鎌倉市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左				財源内訳			一般財源
					既収入特定財源	の			未収入	財源		
						国(県)支出金	地方債	その他				
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
55 教育費	15 中学校費	中学校保健特別対策事業	12,150,000	4,969,209	0	2,484,000	0	0	0	0	0	2,485,209
55 教育費	20 社会教育費	出土資料等運搬等事業	40,462,000	40,462,000	0	0	0	0	0	0	0	40,462,000
55 教育費	20 社会教育費	鎌倉生涯学習センター空調設備修繕事業	47,300,000	47,300,000	0	0	35,400,000	0	0	0	0	11,900,000
55 教育費	20 社会教育費	中央図書館空調機修繕事業	19,602,000	19,580,000	0	0	14,600,000	0	0	0	0	4,980,000
55 教育費	25 保健体育費	海浜公園水泳プール設備整備事業	69,792,000	47,300,000	0	0	35,200,000	0	0	0	0	12,100,000
計			4,130,079,000	2,029,286,578	0	1,400,307,429	283,000,000	0	0	0	0	345,979,149

報告第 15 号

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和 3 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告する。

令和 4 年（2022 年）9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.56)	— (16.56)	1.1 (25.0)	— (350.0)

備考 （ ）内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

報告第 16 号

令和 3 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和 3 年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により報告する。

令和 4 年（2022年） 9 月 7 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.0)	

備考 （ ）内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書